

所得税・住民税の申告相談について

令和6年1月1日に神戸町に住民登録のある方の、令和5年分所得税・住民税の申告相談を次のとおり行います。

期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）※土日祝日を除く

時間 【受付】8：00～15：00 当日用入場券を配布
例年早朝から来庁される方がありますが、上記時間より前には受付できません。
また、配布状況により早めに受付終了することがありますのでご了承ください。
【申告相談】 午前の部 9：00～12：00 / 午後の部 13：00～

場所 神戸町役場 本庁舎2階 集会室

休日の申告相談について

【期 日】 2月18日（日）
【場 所】 神戸町役場 本庁舎2階 集会室
【受 付】 8：30～11：00 定員になり次第受付終了します。
【申告相談】 9：00～12：00
【定 員】 40名

※会場には税務署職員は不在のため、国税に関する質問、相談はお受けできません。

町の申告会場で受け付けできないもの

以下の申告をされたい方は、大垣税務署の申告会場（大垣市民会館）、またはe-Taxや郵送にて申告を行ってください。

- ・土地・建物や株式等の譲渡所得等の分離課税申告
- ・先物取引、FX、仮想通貨取引による収入の申告
- ・初年度の住宅ローン控除を受ける方
- ・新たに事業を始めた方、事業に伴う経費の算定が不明の方
- ・青色申告・消費税、地方消費税・贈与税・相続税の申告
- ・雑損控除がある方の申告
- ・外国税額控除がある方の申告

確定申告についてはこちらをご参照ください。

[確定申告・住民税の申告について（お願い）](#)

【お問い合わせ先】

神戸町役場 税務課

電話：0584-27-0173